

野洲市見守りネットワーク協定書

野洲市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項に規定する見守りネットワークの運用及び推進に関し、条例第 27 条第 2 項の規定により次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙の相互の協力により、地域社会における虐待、徘徊、困窮その他の市民の日常生活における異変の早期発見及び早期対応に向けた連絡体制^{はいかい}を確保することにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（活動の内容）

第 2 条 甲及び乙は、野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱（平成 28 年野洲市告示第 224 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定により次の各号に定める活動を行う。

- (1) 乙は、条例第 26 条第 1 項に規定する消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民（以下「要配慮市民等」という。）を発見したときは、市及び関係機関に連絡を行うものとする。
- (2) 甲は、乙から前号の連絡を受けたときは、当該要配慮市民等に対し、必要な支援及び対応（次号において「支援等」という。）を行うものとする。
- (3) 甲は、前号の規定により支援等をしたときは、当該要配慮市民等の個人情報の保護に留意しつつ、乙に対し当該支援等の結果について報告を行うことができる。
- (4) 甲は、乙に対し、見守りネットワークの運用並びに推進に関し必要な情報及び助言を行うものとする。
- (5) 乙は、見守りネットワークに関する活動を円滑に実施するため、乙の役員、従業員その他乙に所属する者に対し、この協定の趣旨及び内容を周知するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙は、第 7 条の規定により協議した事項に関する活動を行うものとする。

（留意事項）

第 3 条 甲及び乙は、見守りネットワークの運用及び推進に関し、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) この協定は、乙に対し、特別な権限を与えるものではないこと。
- (2) 第 2 条に定める活動は、乙に危険が及ばない範囲において行うものであること。
- (3) 甲は、乙から第 2 条第 1 号の連絡を受けたときは、当該連絡の対象となる要配慮市民等に対し、乙からの連絡であることを漏らしてはならないこと。
- (4) 乙は、第 2 条に定める活動の実施の判断及び結果に関して責任を負わないもの

であること。

(5) 乙は、この協定を社会貢献活動等で利用する際には、市及び市民の信用を失墜しないようにすること。

(6) 乙は、この協定を利用しての政治的又は宗教的な活動を行わないこと。

(個人情報の取扱い)

第4条 甲は、見守りネットワークの運用及び推進に関する個人情報の保有、収集、利用及び提供にあつては、野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年野洲市条例第1号）の規定により行うものとする。

2 乙は、見守りネットワークの活動により知り得た個人情報については、この活動の目的以外に利用し、又はこれを他人に漏らしてはならない。この協定の効力がなくなった後も、同様とする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して2年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は同一条件により更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の解除)

第6条 乙は、甲に対する申し入れによって、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が条例、要綱若しくは協定に違反したとき、又は乙が見守りネットワークに協力するに当たり不適當な事由があると認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、見守りネットワークの運用及び推進に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 野洲市小篠原 2100 番地 1
名 称 野洲市
代表者氏名 野洲市長

印

乙 所在地
名 称
代表者氏名

印